

当社社員の懲戒処分

(2024年12月10日 東愛知新聞社)

東愛知新聞社は、12月4日夜から5日昼にかけて、ウェブサイト「東愛知新聞Web」やXなど掲載した「新アリーナの署名収集の手法に疑義」の記事に関し、事実確認を怠り、関係の皆様方に多大なご迷惑をおかけしたとして、10日、記事を執筆し出稿した山田一晶常務取締役編集長を、常務取締役から取締役以降格させ、編集長の職務を1か月間停止する処分を決めた。

芦沢典幸社長、大畑昇専務は、役員報酬の10%返上(1か月)とする。